

各 位

愛知県防災安全局長

「愛知県緊急事態措置」の一部変更について（依頼）

日頃は、本県の防災安全行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に多大なる御尽力・御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

感染拡大の更なる防止と第 4 波の抑制を図るため、令和 3 年 5 月 7 日、本県に緊急事態宣言の発出が決定され、県内全域の酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業要請など、5 月 12 日から緊急事態措置に御協力いただいているところですが、新規陽性者数は 500 人を超える日が続き、5 月 17 日の入院患者数は 949 人、確保病床の使用率も 59%と、医療提供体制がひっ迫する、大変厳しい状況が続いています。

このような状況の中、更に踏みこんで感染防止対策を徹底するため、「愛知県緊急事態措置」を強化し、5 月 22 日から 5 月 31 日までの土曜日・日曜日に、1,000 平米を超える百貨店やショッピングセンター等の遊興施設、パチンコ屋やスポーツクラブ等の遊技場、場外車券売場等の遊興施設、スーパー銭湯等のサービス業の施設において、新型コロナウイルス等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づき、休業を要請することといたしましたので通知いたします。

つきましては、本内容を広く周知いただき、感染防止対策に御尽力いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、本県経済産業行政の推進に御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

<添付書類>

別添 愛知県緊急事態措置

<県 Web ページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

<本件に関するお問い合わせ先>

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部
特措法対策チーム

防災安全局防災部防災危機管理課
政策・企画グループ

052-954-6191 (ダイヤルイン)

FAX 052-954-6911

E-mail bosai@pref.aichi.lg.jp